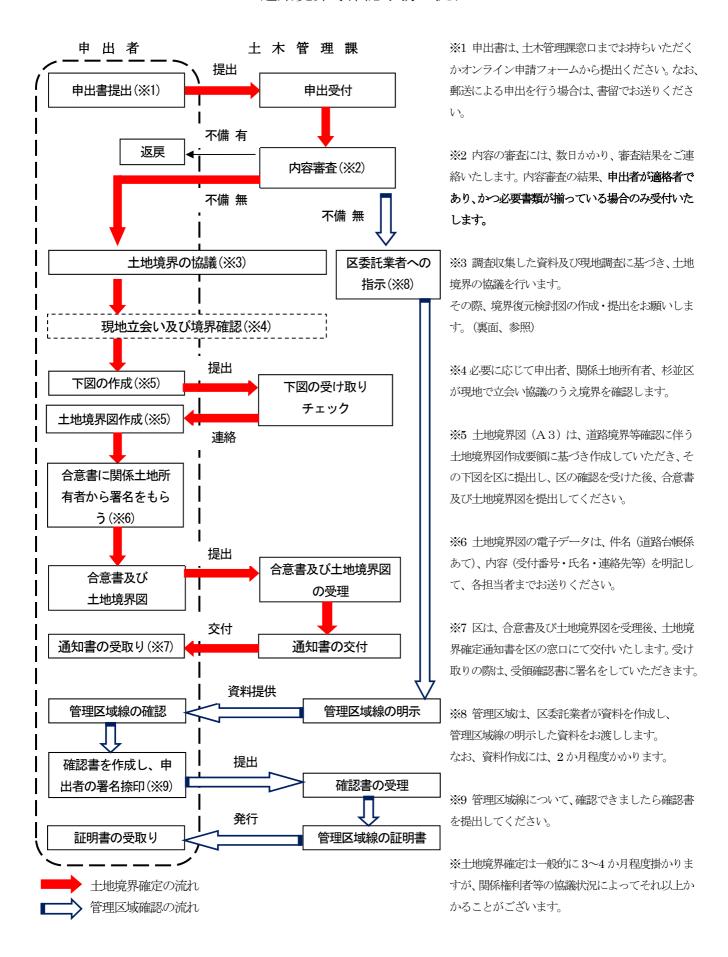
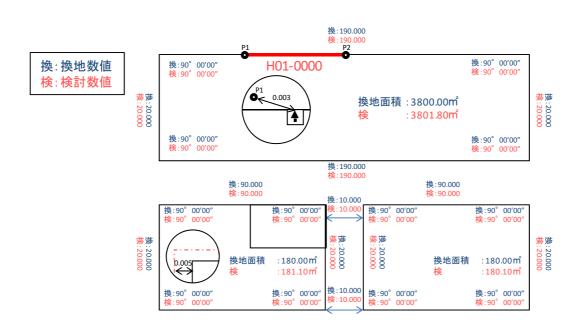
## 道路境界等確認事務の流れ



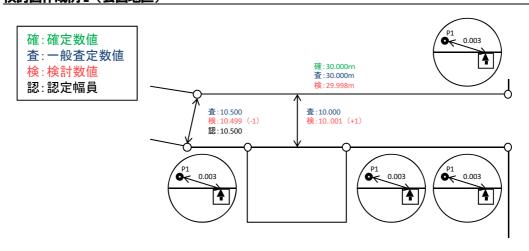
## 境界復元検討図の作成について

- 1 申出地・周辺の現況及び境界標有無を測量・図化してください。
- 2 確定箇所や土地区画整理図等の資料がある場合は、それらの資料を元に復元測量を行い、境界線案を作成してください。このとき、境界復元の根拠とした地物や境界線案の座標を記載してください。
- 3 現況と境界線案等の整合性を確認できるよう、延長・幅員・角度等を記載してください。 また、境界線案と現況や地物との詳細を記載してください。
- 4 座標変換等を行った場合は、計算書等の提出をお願いします。
- 5 使用した公共基準点について、ご報告ください。

## 検討図作成例1(区画整理地区)



## 検討図作成例2(公図地区)



道路境界等確認事務に関する問合わせ先

〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15番 1号

杉並区 都市整備部 土木管理課 道路台帳係 Tel 03-3312-2111 内線 (3406·3486·3487)